

改正

昭和55年3月25日規則第8号

昭和55年3月25日規則第12号

昭和60年3月25日規則第1号

平成13年6月29日規則第27号

平成17年9月28日規則第37号

平成28年3月31日規則第20号

平成31年4月12日規則第27号

令和4年3月1日規則第8号

令和5年3月31日規則第21号

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例(昭和53年富津市条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開設時間)

第2条 富津市老人憩の家(以下「憩の家」という。)の開設時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 憩の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認められた場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の休館日であっても市長が特に認めた場合は、開館することができる。

(利用許可の申請)

第4条 条例第5条の規定による許可を受けようとする者は、富津市老人憩の家利用許可申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、富津市老人憩の家利用許可書（別記第2号様式）又は富津市老人憩の家利用不許可書（別記第3号様式）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の変更等)

第6条 利用の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しを受けようとするときは、富津市老人憩の家利用変更（取消）申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、富津市老人憩の家利用変更許可書（別記第5号様式）又は富津市老人憩の家利用変更不許可書（別記第6号様式）を申請者に交付するものとする。

(利用の停止等)

第7条 市長は、条例第8条の規定により憩の家の利用を停止し、又は利用の取消しを決定したときは、富津市老人憩の家利用許可取消し等通知書（別記第7号様式）を利用者に交付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 第4条から前条までの規定は、条例第10条第1項の規定により、憩の家の管理を法人その他の団体であつて市長が指定する者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第14条の利用料金の減免を受けようとする者は、富津市老人憩の家利用料金減免申請書（別記第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、富津市老人憩の家利用料金減免承認（不承認）書（別記第9号様式）を申請者に交付するものとする。

(利用料金の返還)

第10条 条例第15条に規定する利用料金の返還の基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第15条第1号に該当する場合は、既納の利用料金の全額
- (2) 条例第15条第2号に該当する場合は、指定管理者が定める額

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設や設備を滅失させ、又はき損させないこと。
- (2) 騒音を発したり暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 断りなく施設又はその敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- (4) 断りなく施設又はその敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。

(読替規定)

第12条 第9条及び第10条の規定並びに別記第8号様式及び別記第9号様式の規定は、条例第17条第1項の規定により、市長が自ら憩の家の管理をする場合について準用する。この場合において、第9条及び第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、別記第8号様式及び別記第9号様式中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、憩の家の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年規則第8号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年規則第12号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第27号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第37号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月12日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により使用された様式は、改正後の富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和4年3月1日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

富津市老人憩の家利用許可申請書

年 月 日

様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例第5条の規定により、次のとおり富津市老人憩の家の利用許可を申請します。

利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利 用 人 員	人 (男 人・女 人)
利 用 目 的	

富津市老人憩の家利用許可書

第 号
年 月 日

団体名
氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった施設の利用について、次のとおり許可します。

利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利 用 人 員	人 (男 人・女 人)
利 用 目 的	
利 用 料 金	円 (算出根拠・ 円× 人)
その他・指示事項等	

(注意)

- 1 この許可書は利用当日富津市老人憩の家の受付へ提示して入場し、退場の際受付へ提示してください。
- 2 利用時間、集合時間は厳守してください。
- 3 備品類は丁寧に取り扱いってください。
- 4 富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに係員の指示に従ってください。

富津市老人憩の家利用不許可書

第 号
年 月 日

団体名
氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった施設の利用については、次の理由により利用の許可をしないので通知します。

申請内容	利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
	利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	利 用 人 員	人 (男 人・女 人)
	利 用 目 的	
不許可理由		

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第6条関係）

富津市老人憩の家利用変更（取消）申請書

年 月 日

様

住 所
 申込者 氏 名
 電話番号

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例第5条の規定により 年 月 日付けで許可を受けた施設の利用について、次のとおり許可内容の変更（取消）を申請します。

変更（取消） 申請の内容	利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
	利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	利 用 人 員	人 (男 人・女 人)
	利 用 目 的	
許 可 内 容	許 可 年 月 日 ・ 許 可 番 号	年 月 日 第 号
	利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
	利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	利 用 人 員	人 (男 人・女 人)
変更する理由		

第5号様式（第6条関係）

富津市老人憩の家利用変更（取消）許可書

第 号
年 月 日

団体名
氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった許可内容の変更（取消）申請について、
次のとおり決定します。

変更(取消)許可決定の内容	利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
	利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	利 用 人 員	人 (男 人・女 人)
	利 用 目 的	
変更する理由		

(注意)

- 1 この変更（取消）許可書は利用当日、富津市老人憩の家の受付へ提示して入場し、退場の際も受付へ提示してください。
- 2 利用時間、集合時間は厳守してください。
- 3 備品類は丁寧に取り扱いってください。
- 4 富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに係員の指示に従ってください。

第6号様式（第6条関係）

富津市老人憩の家利用変更不許可書

第 号
年 月 日

団体名
氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった許可内容の変更申請について、次のとおり不許可とします。

変更（取消） 申請の内容	利用する憩の家 （室 名）	富津老人憩の家 （ ）
	利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	利 用 人 員	人（男 人・女 人）
	利 用 目 的	
不許可理由		

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第7号様式（第7条関係）

富津市老人憩の家利用停止等決定書

第 号
年 月 日

団体名
氏 名 様

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例第8条の規定により 年 月 日に行った施設の利用許可につき次のとおり決定します。

許 可 内 容	許 可 年 月 日 ・ 許 可 番 号	年 月 日 第 号
	利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
	利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	利 用 人 員	人 (男 人・女 人)
	利 用 目 的	
決 定 の 内 容		
利用停止（許可 取消）の理由		

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第8号様式 (第9条関係)

富津市老人憩の家利用料金減免申請書

年 月 日

様

住所
 申込者 氏 名
 電話番号

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例第14条の規定により、 年 月 日に受けた施設の利用許可について次のとおり利用料金の減免を申請します。

許可内容	許可年月日 ・許可番号	年 月 日 第 号
	利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
	利用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	利用人員	人 (男 人・女 人)
	利用目的	
減免申請の理由		

第9号様式（第9条関係）

富津市老人憩の家利用料金減免承認（不承認）書

第 号
年 月 日

団体名
氏 名 様

年 月 日に受理した施設の利用料金の減免申請について次のとおり決定します。

許可内容	許可年月日 ・許可番号	年 月 日 第 号
	利用する憩の家 (室 名)	富津老人憩の家 ()
	利用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	利用人員	人(男 人・女 人)
	利用目的	
減免の承認 (不承認) の理由		
承認前の利用料金額	円 (円× 人)	
承認後の利用料金額	円 (円× 人)	

(注意)

この減免承認書は利用当日、富津市老人憩の家の受付へ利用許可書と共に提示して入場し、又、退場の際も受付へ提示してください。